

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

障害者雇用安定助成金

(障害や傷病治療と仕事の両立支援コース)

労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入し、労働者の雇用維持を図った場合、受給の可能性があります！

受給できる事業主

次の1または2に該当する雇用保険の適用事業所の事業主

【1】環境整備助成

- 労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるために、次の①～③の措置を行うこと
- ①雇用形態を問わず、反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者の、障害や傷病に応じた治療のための配慮を行う制度（※）を導入し、労働協約または就業規則に明示すること
 - ②両立支援に関する専門人材として企業在籍型職場適応援助者もしくは両立支援コーディネーターを配置すること
 - ③両立支援環境整備計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること

【2】制度活用助成

- がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者のために、次の①～③の措置を行うこと
- ①がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病について的主治医意見書で、一定の就業上の措置が必要な期間が3ヵ月以上の方からの支援の申し出に対して支援を行うこと
 - ②両立支援制度活用計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
 - ③両立支援コーディネーターの活用、両立支援制度の実施を行うこと

（※）休暇制度（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇など）、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など

受給内容

【1】環境整備助成

企業在籍型職場適応援助者を配置した場合	30万円
両立支援コーディネーターを配置した場合	20万円

【2】制度活用助成

対象労働者が有期契約の場合	20万円
対象労働者の雇用期間に定めのない場合	20万円

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所